

労働時間統計の整合性と世帯の労働時間の分析*¹

長町理恵子*²

勇上 和史*³

要 約

本稿では、労働時間に関する政府統計の整合性を検証した後、世帯単位の労働供給の視点から、1980年代半ば以降の労働時間の推移と構造を明らかにした。主な結果は次のとおりである。

第1に、労働時間統計を比較した結果、世帯側、事業所側の各統計内では整合性が見られたが、両統計間には、とくに男性について一定の乖離が存在する。第2に、世帯調査である『労働力調査』の個票データの分析の結果、1986年以降、有配偶世帯の夫婦それぞれの平均週労働時間は変化がない一方、妻の労働供給の構造に大きな変化がみられた。有配偶女性の就業率は全般的に上昇し、専業主婦世帯が減少したが、短時間就業の妻の増加が妻の労働時間上昇を抑制した。第3に、妻の就業選択では、夫の所得との負の相関を意味するダグラス＝有沢の法則が頑健に存在すること、近年ほど、育児期の世帯で夫の労働時間が妻の労働供給の制約となっている傾向がみられた。

男性の働き方は、個人のワーク・ライフ・バランスにとどまらず、世帯の行動選択に大きな影響を持つため、世帯調査において、主な勤務時間帯や賃金が支払われる労働時間などの働き方の内実には迫る調査項目の追加も検討すべきであろう。

キーワード：労働時間、世帯の労働時間、子ども、労働力調査

JEL Classification：J22, D13

I. はじめに

本稿は、日本における労働者の労働時間を調査した政府統計を検討したのち、世帯を対象とした労働時間統計を用いて、世帯単位の労働時

間の構造と推移について、1980年代後半から近年に至るその特徴を検証することを目的とする。

* 1 本稿では、総務省統計局『労働力調査』の個票データを、調査実施者の許可を得て使用している。調査票情報の特別集計に当たり、多大なご尽力を賜った関係各位に感謝したい。なお、残る誤りは全て筆者に属する。

* 2 日本経済研究センター主任研究員

* 3 神戸大学大学院経済学研究科准教授

労働時間は、労働サービスの需要側である企業、ならびに供給側である労働者の双方の取引の結果である。このうち労働供給について、経済学の基本的なモデルでは、完全情報のもと、労働者は賃金率を所与として余暇時間と（所得によって実現する）消費からなる自らの効用を最大にする労働時間を選択すると考えられている。しかし、均衡における労働時間が必ずしも労働者の最大化問題の解となっていない可能性が指摘されてきた。

1980年代には日本の労働者一人当たりの労働時間は、年間2100時間を超えて国際的にみても高い水準にあり、長時間労働の是正が政策課題の一つであった。その後、1988年の労働基準法（労基法）の改正によって法定労働時間は週48時間から40時間に段階的に引き下げが行われ、さらに割増賃金率が引き上げられるなど、労働時間法制の変更が近年に至るまで行われている。この間、日本の労働者の一人当たり労働時間は一貫して低下傾向にあり、事業所の賃金や労働時間に関する基幹統計である厚生労働省『毎月勤労統計調査』によれば、2013年には約1700時間余りに至っている。

ただし、近年の実証研究によれば、観察される平均労働時間の減少の多くは短時間労働者の増加によっており（神林2010）、フルタイム雇用の平均労働時間は25年前と近年でほとんど差がないこと（Kuroda 2010）、法定労働時間の短縮という法制度の変更が実際の労働時間の削減に与えた効果はわずかであることなどが明らかにされている（Kawaguchi *et al.* 2008）。さらに、バブル経済の崩壊後の1990年代後半から2000年代初頭に至る景気後退期においては、正規労働者のうちの週60時間以上の長時間労働者の比率が上昇し（玄田2005）、とりわけ男性壮年層を中心に平均労働時間が上昇したという事実も指摘されている（Genda, Kuroda and Ohta 2010）。

このように、日本の労働者の働き方、長時間

労働のメカニズムや労働者の（身体的／精神的な）健康に及ぼす影響に関する実証研究が急速に蓄積されつつある（小倉 2007, 山本・黒田 2014）。日本の労働市場の現状を把握することは、ますます重要になっている。しかも、短時間労働者の増加の一方で、正社員を中心とする長時間労働問題が存在するという状況では、個々の労働者の労働時間を把握できるマイクロデータの役割が大きい。また、信頼できる実証研究のためには、マイクロレベルでの労働統計の信頼性が不可欠である。

本稿では、個人単位の労働時間に関する政府統計の妥当性を検証するだけでなく、世帯単位での労働時間のデータを分析対象とする。一般に労働者の多くは家族を形成しており、その労働供給行動は家計の他の構成員の行動とは独立ではない。また、余暇時間の多くは、実際には子育てや料理、洗濯、掃除といった様々な家計内生産活動に当てられている。つまり、家計は各構成員の生活時間や財の配分の意志決定の単位であり、家計全体の効用の最大化行動の結果として（ユニタリーモデル）、あるいは家計の構成員間の交渉力を反映したそれぞれの効用最大化行動を通じて（コレクティブモデル）、各構成員の労働時間や消費の配分が決定されると考えられる（Blundel and MaCurdy 1999）。すなわち、労働時間に対するアプローチには、所得や貯蓄、消費などと同様に、世帯単位の意志決定とその内部での配分問題に関する視点が不可欠となる。

こうした世帯における労働時間の選択問題については、これまでにも多くの研究の蓄積がある¹⁾。なかでも、世帯の労働供給に関する伝統的な論点の一つは、世帯主である夫の収入（核収入）が低い家計ほど、妻（非核構成員）の有業率が高いという、ダグラス＝有沢の（第1）法則の存在と変化に関するものであった（川口 2002）。家計経済研究所『消費生活に関するパネル調査（以下、JPSC）』に基づいて、2000年

1) 大森（2010）は、日本における家計生産モデルの観点からの実証研究を整理している。

代に相次いだ実証分析の結果によれば、妻の就業選択は夫の所得には必ずしも反応していないこと（武内 2004）、さらに、夫の所得と妻の就業確率に見られた負の相関関係自体も1990年代に弱まったことなどが示唆されてきた（小原 2001）。

また、1990年代後半以降の不況期に家計が直面した現実には夫の所得の低下や失職であり、こうした状況の分析には世帯ベースでの労働供給の検証が不可欠である。Kohara（2010）は、JPSCの1993年から2004年の個票データを用いて、夫の非自発的な離職が、所得の喪失を補うための妻の労働供給の増加（Added worker effect：付加的労働効果）をもたらしたことを明らかにしている。

さらに、世帯内の労働時間の配分がその他の生活時間配分、とりわけ家事や育児に及ぼす効果についても世帯ベースのデータが有用である。小原（2000）は、マイクロデータを用いた実証研究としてJPSCの個票データを用いて、夫の通勤時間が夫妻の時間配分に及ぼす効果を検証している。夫は通勤時間の長短にかかわらず家事労働時間を変化させない一方、夫の通勤時間が長い家計の妻は市場の労働時間が短いことを明らかにしている。水落（2006）は、日本家族社会学会『家族についての全国調査（NFRJ98）』を用いて、父親の労働時間の長さ（共働き世帯については通勤時間の長さも）が、その育児参加を低下させることを示している。

より広く夫婦間の家事・育児分担について、吉田（2009）は、家庭内の意思決定に夫婦の交渉力を考慮したコレクティブモデルを用いた分析を行っている。日本の世代とジェンダー・プロジェクト委員会『結婚と家族に関する国際比較調査』のマイクロデータを用いた実証分析の結果、夫と妻の賃金率ならびに労働時間がそれぞれの配偶者の家事頻度の要因であることを示している。これは、日本では、夫婦の家事・育児時間は労働時間と同時に決定されているというよりも、むしろ、労働時間が時間的制約条件となっている可能性を示唆している。

このように、世帯単位の労働供給に関する実証分析が蓄積されているが、分析に用いられたデータは単年度のクロスセクションデータもしくはサンプルサイズの小さいパネルデータとなっている。ここでは、より大規模なサンプルサイズを有する政府統計のマイクロデータに基づいて、世帯ベースの労働供給の状況を長期の時系列でみることで、先行研究の結果の一般性を評価することを試みている。

以下、第Ⅱ節では、労働時間関連の政府統計を取りあげ、労働時間の定義や、調査方法の異同を検討する。第Ⅲ節では、総務省『労働力調査』を用いて、世帯単位の労働時間の構造と推移を概観し、第Ⅳ節において世帯属性別の夫婦の労働供給を検証する。第Ⅴ節では、本稿で得られた結論をまとめ、今後の課題を述べる。

Ⅱ．統計による労働時間の違い

Ⅱ－1．労働時間統計の概要

労働時間を把握する際には、まずは各調査の母集団に留意する必要がある。また、一般向けに公表される集計表では、労働時間の集計対象が労働者のタイプ別になっていることが多い。したがって、統計調査の集計表章にも注意を払

う必要がある。これらを踏まえた上で、各調査における労働時間の定義の違いを検討する。

日本の労働時間関連の公的統計は、労働者が雇われている事業所を対象とした事業所調査と、世帯に対して各世帯員の就業状況を尋ねる世帯調査の2つに大別され、両調査の母集団は

表 1 労働時間統計の比較

| 調査名 | 毎月勤労統計調査 | 賃金構造基本統計調査 | 労働力調査 | 社会生活基本調査 | 就業構造基本調査 |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|--|--|
| 調査の頻度 | 毎月 | 毎年(6月) | 毎月 | 5年毎(10月) | 5年毎(10月) |
| 調査対象 | 事業所調査 (農林漁業・公務除く。事業所規模5人以上について集計) | 事業所調査 (農林漁業・公務除く。企業規模10人以上について集計) | 世帯調査 | 世帯調査 | 世帯調査 |
| 標本の大きさ | 約3.3万事業所 | 約8万事業所、 約160万人 | 約4万世帯、 約11万人 | 約8万世帯、 約20万人 | 約50万世帯、 約110万人 |
| 労働時間の集計対象と結果の表章 | 常用労働者(一般/パート) | 常用労働者(一般/短時間の別、勤め先の呼称別)、臨時労働者 | 就業者(従業上の地位別)、うち雇用者(常雇/臨時/日雇の別、勤め先の呼称別:2013年～) | 有業者(従業上の地位別)、うち雇用者(勤め先の呼称別) | 有業者(従業上の地位別)、うち雇用者(勤め先の呼称別) |
| 労働時間 | 月間の所定内労働時間、所定外労働時間、総実労働時間 | 月間の所定内実労働時間数、超過実労働時間数 | 月末1週間(12月は20～26日)の就業時間 ※副業等含む | 24時間の実労働時間→週間就業時間、ふだんの週間労働時間(階級値) ※副業含む | ふだんの週間就業時間(階級値※年間200日未満の規則的就業者+200日以上就業者) ※主な仕事 |

注：標本の大きさは、各統計調査の直近時点のもの。

異なる。事業所調査としては、厚生労働省が実施する『毎月勤労統計調査』（以下、毎勤）および『賃金構造基本統計調査』（賃構）がある。一方、世帯調査では、総務省統計局による『労働力調査』（労調）や『社会生活基本調査』（社会調）、『就業構造基本調査』（就調）が代表的な統計調査である。表1は、これら5種の労働時間統計の概要を整理したものである。以下、各統計調査の特徴と差異について詳細にみていく。

II-1-1. 母集団の差異：事業所と世帯

事業所調査は、日本の全事業所を対象に5年ごとに実施される総務省『経済センサス（旧事業所・企業統計調査）』をサンプルフレームとし、農林漁業および公務を除く産業を対象として、地域（調査区、都道府県）と事業所の従業員規模に応じた抽出を行っている。さらに賃構は、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位としており、抽出された事業所について、事業所規模に応じて割り当てられた労働者数が賃金台帳等から無作為に抽出される。対象となる事業所の従業員規模は、毎勤では1990年以降、事業所規模5人以上への統一が図られている（規模1～4人の事業所分は年1回の

『毎月勤労統計調査特別調査』で補完される）。賃構もまた、1982年調査以降、事業所規模5人以上を調査対象としている（公営事業所は10人以上に限られる）。

他方、世帯調査の母集団は日本に居住する全世帯であり、5年毎に実施される総務省『国勢調査』に基づいて各統計調査の規模に応じた数の調査区を選定し、抽出された世帯に居住する世帯員を調査対象としている。ただし、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者についてのみ得られる。

このように、母集団の観点では、世帯調査が日本の全世帯を対象としていることから、就業形態や就業先を限定することなく、広く15歳以上の就業者を対象とするのに対して、事業所調査は、非農林漁業・非公務の産業に属する事業所で、かつ事業所規模が5人以上の事業所に就業する雇用者や役員に限定される。

II-1-2. 集計対象の差異：労働者の定義

こうした母集団の差異は、「労働時間」の集計対象にも違いを生じさせる。事業所調査は、あくまで当該事業所と現に直接的な雇用関係にある（雇用）労働者が調査対象である。なかでも労働時間については、当該事業所において通

常雇われている「常用労働者」について主に集計される。ここで、常用労働者とは、①契約期間の定めがないか、1か月を超える期間を定めて雇われる労働者、もしくは、②日々または1か月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、調査前2か月間でそれぞれ18日以上雇われている労働者であり、ごく短期間だけ雇用される「臨時労働者」とは区別される。

事業所調査では、主に常用労働者の労働時間に着目した区分別の集計がなされてきた。毎勤および賃構ともに、各労働者について、就業規則や労働協約で定められた所定労働時間や所定労働日数に着目し、1日の所定労働時間や1週の所定労働日数が一般の労働者より短い「パート（または短時間）」と、それ以外の「一般労働者」に分けた集計結果が公表されている。ただし、近年の就業形態の多様化の実態把握を目的として、賃構の2005年調査より、新たに常用労働者について「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」という雇用形態別の集計が追加されている。

これに対して、個人を対象とする世帯調査では、そもそも回答者が収入を伴う仕事をしたかどうか、つまり就業状態そのものから定義する必要がある。世帯調査における就業状態の決定方式には、ふだんの状態から把握する「有業者方式」と、一定期間の活動状態に基づいて定義する「労働力方式」があり、社会調や就調では前者が採用され、ふだん収入を伴う仕事をしている「有業者」が定義される。残る労調では、国際労働機関（ILO）が定める国際基準に準拠した後者の方式が採られ、毎月末1週間（12月については20日～26日）に収入を伴う仕事をした場合に「就業者」と定義される。世帯調査では、こうした「有業者」や「就業者」につ

いて、仕事をした「就業時間」が把握される。

このように、労働時間に関する調査は、世帯調査では広く「有業者」や「就業者」が、事業所調査では事業所と直接的な雇用関係にある労働者のうちの主に「常用労働者」が対象となる。特に労働時間の比較に際しては、就業者のタイプ別の集計表章に留意し、集計対象者の定義を揃える必要がある。世帯調査では、3種の調査に共通して、自営業主や家族従業者、内職、役員、雇用者といった「従業上の地位」の別があり、さらに、雇用者については、労調と就調において雇用契約期間に着目した集計区分がある²⁾。また、社会調や就調では、従来、いわゆる正社員と非正社員について勤め先の呼称に基づく「雇用形態」の別があり³⁾、毎月の労調においても、2013年1月調査より調査事項の変更がなされて同様の区分別の集計が得られる。

II-1-3. 労働時間の把握の仕方の差異

調査対象や集計対象の差異は、事業所調査と世帯調査における労働時間の把握の仕方にも大きな違いをもたらす。これには、「労働時間」の定義と、労働時間の計測期間の2つの側面がある。

労働時間の定義については、事業所調査が、労働時間法制を前提として、使用者が把握・管理する労働者の労働時間を尋ねる一方、世帯調査が勤め先に関わらず個人が就業した全ての時間を就業時間として把握するという違いがある。また、労働時間の計測単位については、事業所調査が、事業所が把握する1か月の総労働時間を調査しているのに対して、世帯調査の労働時間は1週間を単位としている。

ここで、労働時間に関する労働時間法制の流

2) 雇用者の従業上の地位の別は、雇用契約の期間が1年超又は期間の定めがない「常雇」と契約期間が1年以下の「臨時・日雇」である。ただし、労調では2013年1月調査より調査事項が変更され、「常雇（無期の契約）」と「常雇（有期の契約）」の区分が新設されている。

3) 雇用形態の区分は、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」となっている。

表2 法定労働時間の変遷

| | 法定労働時間 | その他 |
|------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 1947年(昭22) | 週48時間制 | 4週単位の変形労働時間制 |
| 88年(昭63) | 週46時間制 (週40時間を目標化, 猶予措置: 週48時間制) | フレックス制・裁量労働制など導入 |
| 91年(平3) | 週44時間制 | |
| 94年(平6) | 週40時間制 | 1年単位の変形労働時間制 |
| 97年(平9) | 週40時間制全面实施 (特例措置: 週46時間制) | 女性保護規定撤廃(女性の時間外・休日労働・深夜業解禁) |

(資料) 厚生労働省HPより作成

れを概観してみる(表2)。1947年(昭和22年)に制定された労働基準法における法定労働時間は段階的に短縮されてきた。また変形労働時間制や裁量労働制といった柔軟な働き方、女性の深夜勤務の解禁⁴⁾、女性の妊娠・出産に伴う母体保護に関する法律⁵⁾などが導入され、労働時間をめぐる環境は変化している。

現在は、使用者と労働契約を締結した労働者の労働時間については、労基法32条により、法定労働時間として一週40時間、一日8時間の上限規制があり、週休2日制⁶⁾も浸透してきている。同33条や36条などに基づく時間外労働についても、使用者は割増賃金を支払う義務を負う(同37条)。

毎勤および賃構といった事業所調査の労働時間は、こうした労働時間法制に対応している。使用者の指揮監督下にある労働者の労働時間のうち、労働協約や就業規則等であらかじめ就業

するべきと定められた時間帯内における「所定内労働時間」、その時間帯の範囲外での早出、残業、休日出勤、臨時の呼び出しなどの「所定外労働時間」(両者の合計は「総実労働時間」)を定義し、調査対象事業所が把握する労働時間の実数を尋ねる形式をとっている。このうち毎勤は、調査対象事業所に対して、毎月の調査期間における全常用労働者の労働時間の合計(延べ労働時間)を、賃構は、常用労働者個人について、調査期間である6月一か月の労働時間を調査している。ただし、賃構の記入要領によれば、対象労働者の抽出に際して休業者を除くよう指示があることから、賃構の労働時間は、育児や介護休業中を含めた全常用労働者を対象とする毎勤のそれとは異なる点に留意する必要がある。

一方の世帯調査は、必ずしも一つの勤め先における労働時間を把握することを目的としてい

4) 1997年の「女性保護規定撤廃」(労基法改正)により、女性が禁止されていた時間外・休日労働・深夜労働に関する規制が原則撤廃され、女性も男性と同じ条件で深夜に働くことが可能になった。

5) 妊娠・出産にともなう産前産後の就業や母体の健康管理については、労働時間規制や危険有害業務に関する就業規制や保護がある。たとえば出産前の軽易業務転換の請求や妊婦健診の時間の確保や、産後は育児時間が請求でき、企業による勤務時間の短縮等の措置なども規定されている。産前の妊婦健診の時間の確保や、産後の育児時間の請求は女性に限られるが、時間外・深夜労働の制限や勤務時間短縮などは、男性も利用できる。

6) 労基法に厳密に週休2日制は明記されていないが、「労働時間は、1週間40時間以下、1日8時間以下」と規定されており、1日の所定労働時間が8時間であれば、労働日数は週5日以内、すなわち実態として完全週休2日制となる。週休2日制は、日本では1980年代頃から導入企業が増え、1992年5月から国家公務員で完全週休2日制が実施されている。

ない。労調や社会調は、調査対象者が収入を伴う仕事に費やした総ての時間を把握することを目的としており、副業や内職、臨時の仕事を含めた「就業時間」を尋ねている。なお、労調と社会調は、共に公表統計から週平均就業時間のデータが得られるが、その調査の形式は異なっている。

労調は、先に述べたように「労働力方式」を採用し、就業時間についても月末1週間の合計値を尋ねている。他方、社会調は、タイムユーズサーベイとも呼ばれ、調査対象者の24時間の生活時間の配分について、仕事や学業、家事などの行動の種類別に15分刻みで記録する形式が取られている。曜日ごとに結果を集計するため、標本調査区を無作為に8つのグループに分け、グループごとに10月15日から23日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として選定している。この曜日毎に得られた労働時間を週単位で足し合わせたものが週全体の仕事時間として集計される。

したがって、両者には調査時期とともに、報告された就業時間が主に記憶によるものか（労調）、生活時間記録によるものか（社会調）の違いがある。残る就調については、この調査のみ主な仕事に関してふだんの就業時間を尋ねている。ただし、就業時間の調査対象は、年間の就業日数が200日以上もしくは200日未満でも規則的に働いている者に限られ、1週間の就業時間を階級値で調査する形式をとっている。

以上より、労働時間に関する統計調査の主な差異は、事業所調査と世帯調査の間に存在する。前者では、事業所を単位として、企業が把握する1か月の労働時間が調査されているのに対して、後者では、個人を単位として労働者が仕事に費やした1週間の就業時間が調査されるという大きな違いがある。また、事業所調査の調査対象が、臨時労働者を除く常用労働者である一方、世帯調査では、雇用者に限定しない広範な就業者が調査されている。以下では、各調査の特徴を踏まえて比較した場合、それぞれの統計調査における労働時間はどの程度整合的か

を検討する。

Ⅱ-2. 世帯調査と事業所調査の労働時間の推移

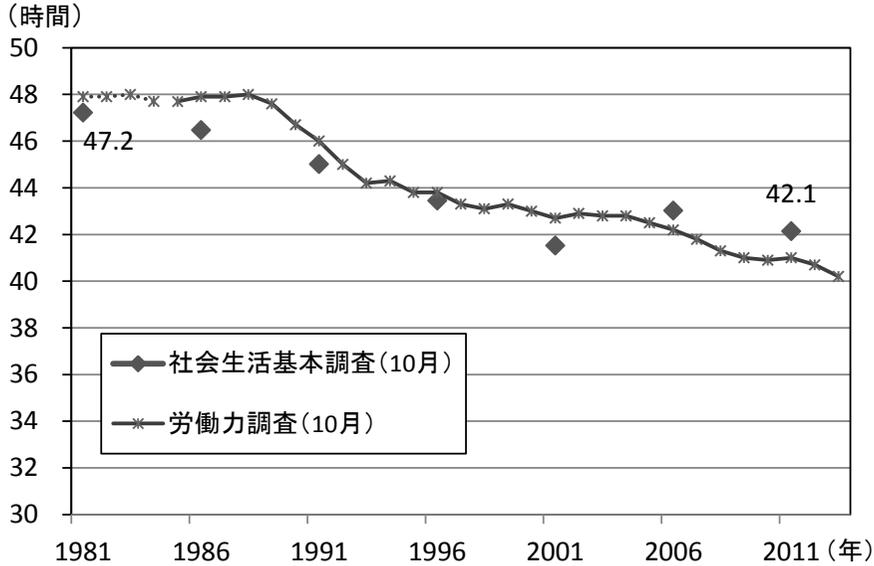
ここでは、世帯調査として労調と社会調を、事業所調査として毎勤と賃構を用いて、調査対象と労働時間の定義をできる限り揃えたうえで、世帯調査と事業所調査それぞれ、また両者について整合性を検討する。なお以下では、世帯調査の「就業時間」も労働時間と呼んで議論を進める。

まず、世帯側の統計である労調と社会調の労働時間の推移を比較する。5年に一度、10月に調査される社会調は、有業者の平均をみたものであり、労調は基本集計の10月調査の雇用者全体をみた（図1）。両調査とも週労働時間は減少傾向にあるが、直近でも週40時間を超えている。世帯調査の雇用者には、多様な労働者が広く含まれるため、パートなどの短時間労働者の割合が増えると、労働者全体の平均労働時間も減少することになる。両統計は、30年間に週当たり5～6時間、つまり1日当たり1時間弱減少していることがわかる。また両者の差は最大で1週間に1時間強となっており、多少の乖離はあるものの、1日当たりで換算すると十数分とその差は小さいと言える。

次に、事業所側の統計である賃構と毎勤の常用労働者について、労働時間の推移をみてみよう。毎年6月に調査が行われる賃構にあわせて、毎勤の6月調査と比較した（図2）。それぞれの統計を週当たりの労働時間に換算し、賃構については、一般労働者と短時間労働者の労働時間を、それぞれの労働者数で加重平均して算出している。世帯調査と同じく、事業所調査の2調査の労働時間も長期的に減少傾向にあり、週当たり6～8時間、1日当たりになると1時間前後の減少を示している。水準で見ると2013年には週36時間前後となっている。両統計の乖離は最大で2時間あったが、その差は縮小している。直近では1時間以下となっており、1日当たりにしてもわずかである。

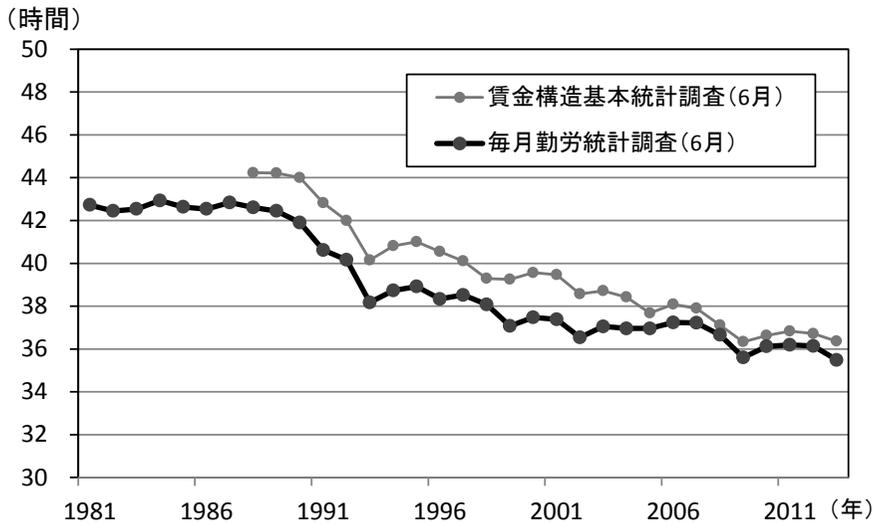
これまでみたように、世帯調査、事業所調査

図1 世帯調査による週労働時間の推移（男女計）



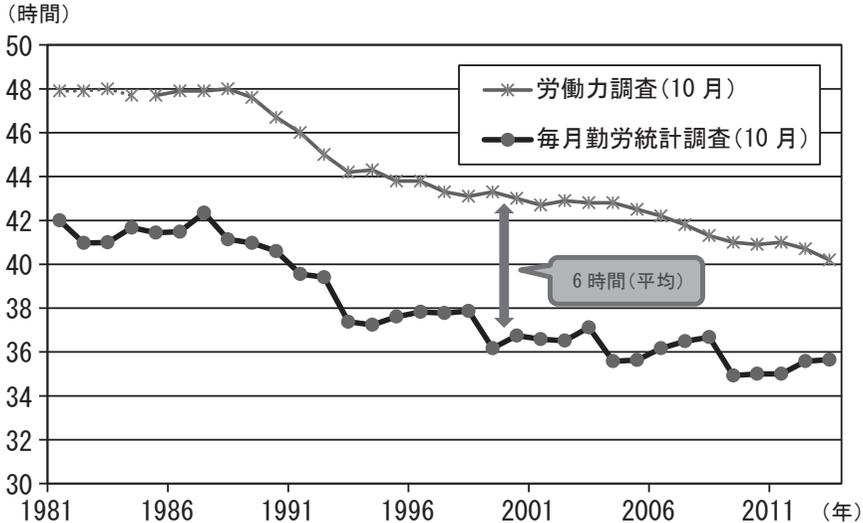
(注1) 『社会生活基本調査』：有業者総平均時間の週全体の1日当たり（分）を週当たり時間に換算
 (注2) 『労働力調査』：基本集計，雇用者（全産業），平均週間就業時間。ただし1984年以前は農林業を除く
 (資料) 総務省『社会生活基本調査』，総務省『労働力調査』：基本集計

図2 事業所調査による週労働時間の推移（男女計，一般・パート計）



(注1) 『賃金構造基本統計調査』：一般労働者と短時間労働者の労働時間を週単位に換算し，一般労働者と短時間労働者の労働時間を，それぞれの労働者数で加重平均して「一般・短時間労働者」の労働時間を算出。1987年以前は，男性の短時間労働者の統計がないため，男女計は算出できない。企業規模10人以上。
 (注2) 『毎月勤労統計調査』：総実労働時間（所定内＋所定外）。週平均に換算。一般・パート，事業所規模30人以上
 (資料) 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』，厚生労働省『毎月勤労統計調査』

図3 世帯調査と事業所調査による週労働時間の比較（男女計）



(注) 図1, 2の注と同様

(資料) 総務省「労働力調査」：基本集計, 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

それぞれにおける差は、1日当たりにするとわずかであり、世帯側、事業所側それぞれの統計内での整合性はあるようである。そこで次に、世帯調査と事業所調査の比較を試みよう。世帯側を代表して労調、事業所側の代表として毎勤を比較すると、両統計の差は、平均して週当たり約6時間となった(図3)。両統計の平均労働時間が減少傾向にあるにもかかわらず、両者は平均週6時間、つまり1日あたり1時間強の乖離が常に存在することがわかる。

さらに男女別に世帯側、事業所側からみた週労働時間の推移を比較してみよう(図4)。男女とも労働時間は減少傾向にある。労調をみると、2013年の週労働時間は、男性45時間、女性34時間で、男性は労基法改正時(1988年)の週52時間近くから約7時間減、女性も42時間から8時間減少しており、女性の方が週労働時間の減少幅が大きい。賃構でも同様に減少している。

水準でみると、男性は世帯側と事業所側で平均週5.5時間程度の乖離があり(最新年の2013年も同じ)、世帯側である労調の水準が高い。女性では乖離は大きくないが、近年世帯側と事

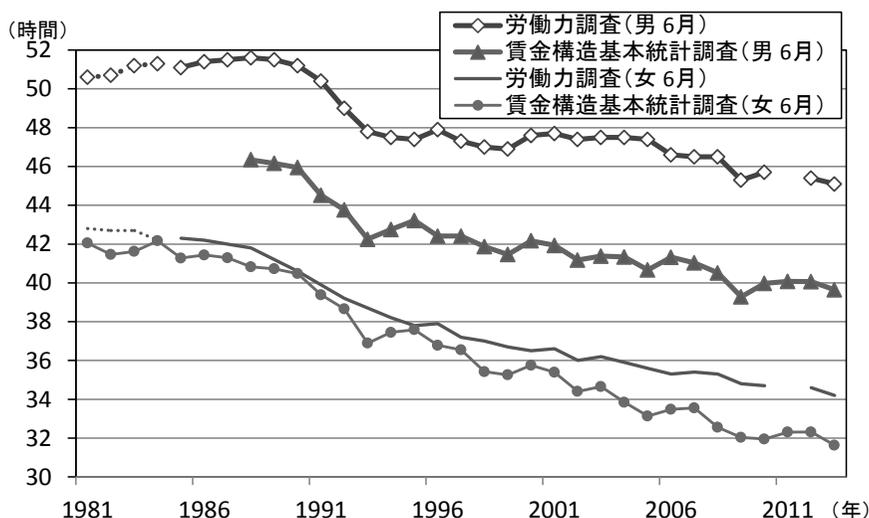
業所側の乖離が少しずつ拡大している。なお、賃構の短時間労働者には、所定外労働時間の集計項目がなく、女性はパートなど時間給で働く短時間労働者が多いため、世帯側と事業所側の乖離が男性ほど大きくない。

こうした事業所調査と世帯調査の間の乖離については、これまでも多くの研究により、その要因が検討されてきた。

第1の要因は、調査の対象や期間の違いである。先に述べたように、世帯調査と事業所調査では、調査対象の産業や事業所の規模、労働者の種類が異なる。この点について、玄田(1993)は、1980年代の労調と賃構の公表値を用いて、集計対象を可能な限り揃えた場合、女性については統計間の乖離は小さくなるものの、男性については、依然として世帯調査の労働時間が事業所調査より月あたりで13.7時間程度長いとしている。また、神林(2010)は、世帯調査が週単位、事業所調査が月単位の労働時間であるため、両統計の単位を統一して比較する際には、月の就業日数を厳密に考慮する必要性を指摘している。

これらの点については、事業所側の賃構の

図4 世帯調査と事業所調査による週労働時間の推移（男女別）



(注1) 図1, 2の注と同様

(注2) 2011年の『労働力調査』について、2011年3月～8月の期間は、東日本大震災の影響により全国集計結果がない。

(資料) 総務省『労働力調査』：基本集計、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

2005年調査から、呼称上の雇用形態が追加されたこと、また世帯側の労調でも、2013年1月調査より、月間の就業日数や雇用形態が調査項目に追加されたことにより、最近の一時点についてのみ、おおむね同一の集計対象の月間労働時間を直接比較することが可能である。例えば、労調の2013年6月調査における全産業・全規模の「正規の職員・従業員」の月間平均労働時間は、男性が195.7時間、女性は174.5時間である。他方、賃構の2013年（6月）調査によれば、非農林業・企業規模10人以上の「正社員・正職員」の月間総実労働時間数は、男性が180.0時間、女性が170.0時間である。したがって、月あたり労働時間の差は、男性が15.7時間、女性が4.5時間であり、週に換算すると、約3.7時間と約1時間となる。玄田（1993）の知見と同様に、女性についての乖離は小さくなるものの、男性については、集計対象者の属性を可能な限り揃えても、世帯調査による労働時間が長いといえる。

第2に、労働時間の定義の違いから生じる問題がある。先に指摘したように、世帯調査であ

る労調や社会調は、必ずしも一つの勤め先の労働時間の把握を目的としておらず、その就業時間には副業や内職・臨時の仕事が含まれる。しかし、この要因による乖離はさほど大きくない。有業者の副業状況が把握できる就調によれば、雇用者に占める副業従事者の比率は、1980年代以降は5%未満で低下傾向にある（労働政策研究・研修機構 2005；内閣府 2011）。また、労働時間の定義に関して、労調が調査している「月末一週間」の特殊性に関する疑いも指摘されるが（玄田1993）、10月調査について、調査月が同じで調査週が異なる社会調の労働時間との差が小さいことから、この要因による乖離も小さいとみられる。

第3に、調査方法の違いがある。世帯調査では労働者が申告する労働時間を調査するのに対して、事業所調査は、企業（使用者）が把握する労働時間を捉えている。世帯調査の労調では、労働者に対して週全体の労働時間を尋ねる形式が取られており、労働者の記憶や認識の違いによる測定誤差が疑われる。しかし、この点は、生活時間の配分を15分刻みで記録すると

いう「タイムダイアリー方式」が取られている社会調と労調の労働時間に目立った違いがないことから、世帯調査の労働時間に関する記憶や認識の違いは平均的には大きくない（山本・黒田2014）。

最後に残る要因が、個人が把握する労働時間と、事業所が把握する労働時間の違いである。事業所が把握し、事業所調査において申告する労働時間は、残業代等の所定外給与を含めた「賃金を支払った」労働時間である。そのため、事業所調査と世帯調査の間で、可能な限り同一の条件にそろえた場合にも存在する労働時間の乖離は、労働者のみが把握する不払いの残業時間や休日出勤と解釈されてきた（玄田1993；小倉・藤本2005；高橋2005）。

ただし、両統計調査の乖離幅は、先の図3によれば週当たり約6時間程度であり、1980年代以降の期間をみても大きく変化していない。また、雇用形態別に最も労働時間が長い正社員

に限って労調と賃構を比較した先の結果によれば、両者の乖離幅は男性でも月間16時間弱、週にすれば4時間を下回っている。両統計の乖離には、いわゆる「サービス残業」が含まれることが示唆されるが、その水準は、単純な比較によるものよりも小さくとどまる可能性がある。

以上のように、労働時間の水準は、世帯調査、事業所調査のそれぞれにおいては整合的である一方、世帯調査と事業所調査の間には、一定程度の乖離が存在する。しかし、いずれの統計調査においても、労働者個人の労働時間が長期的に減少していることが示されている。このことは、いずれの労働時間統計も労働時間の変動や長期的なトレンドの把握には有用である一方（山本・黒田2014）、把握される労働時間の定義を踏まえて、分析目的に合った統計調査を用いることの重要性を改めて示している。

Ⅲ．世帯の労働時間の構造と推移

Ⅲ－1．世帯と個人の労働供給

個人の労働時間については、統計調査によらず、長期的な減少傾向が確認された。しかし、これまでの研究から、フルタイム労働者の労働時間は過去四半世紀で大きな変化がなく、短時間労働者の増加が全体平均を押し下げたことが明らかになっている。また、バブル崩壊後には、正社員の週60時間を超える長時間労働の問題も指摘されている。では、こうした個人単位の労働供給を、家計内の時間配分の視点からみた場合、過去四半世紀にはどのような変化がみられるのだろうか。以下では、世帯単位の労働供給の視点から、主に夫婦の労働時間の分析を試みる。

世帯単位の労働供給の一つの視点は、共働き世帯か専業主婦世帯か、つまり妻の「就業の選

択」(Extensive Margin)に関するものである。夫の労働時間は、妻の就業状態によって異なるのか。また専業主婦世帯の妻は、夫が長時間労働のために働けないのか。妻の就業選択は、世帯の労働供給や夫婦の家事・育児時間の分担にも影響するだろう。本来、就業の有無、あるいは何時間働くかという労働供給は、家計内生産を考慮した意志決定であるはずだが、現実には希望通りに労働時間を選択できるわけではない。たとえば、結婚・出産で退職した女性は、再就職の際に正規雇用で就くことが容易ではない。海外では、労働日数や時間を個人や世帯の状況に応じて選択できる余地があり、夫婦2人で1.5人分働くオランダなどの例もある。ワーク・ライフ・バランスにも影響を及ぼすと考えられる世帯の労働供給の実態について、本節で

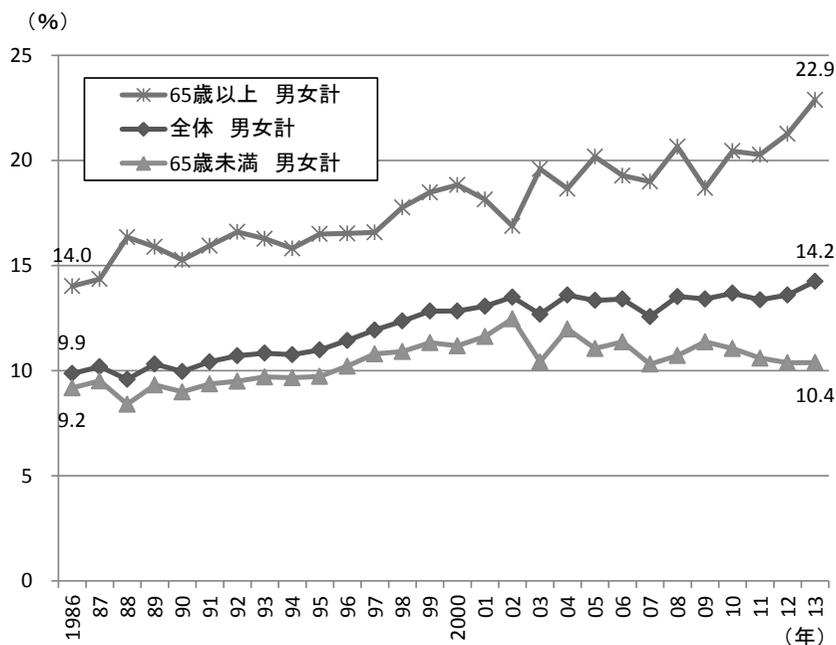
は個票データによる分析を行う。以下では、世帯調査である総務省『労働力調査』を用いて、夫婦の労働時間を集計し、その分布や時系列変化を把握する。分析には1986～2013年の『労働力調査』詳細集計の個票データを使用する。データは「詳細集計」として公表されている系列で、2001年までは『労働力調査特別調査』として、毎年2月と8月に約4万世帯を対象に実施されていたものである。2002年1月以降は『労働力調査（詳細集計）』として毎月実施され（公表は四半期毎）、調査対象は「基本集計」の4分の1の約1万世帯となっている。本研究では、調査方法が変わっても毎年調査が行われている2月について集計することとし、分析期間の合計では、男性81万8,952人、女性88万6,122人（合計170万5,074人）のデータを分析に用いる。

Ⅲ－２．単身世帯の動向——単身世帯の割合は上昇

データを概観するために、まず全データで単身世帯の割合についてみてみよう（図5）。全体では、単身世帯の割合は1986年には9.9%だったが、2013年には14.2%と28年間で5%ポイント上昇している。65歳未満は大きく上昇していない⁷⁾のに対し、65歳以上では14%から22.9%まで8%ポイントも上昇し、高齢化の進展にともない高齢者の独り暮らしが増えていることがわかる。男女別には、とくに女性では65歳以上の単身世帯が2013年で28.4%と、1986年から約10%ポイントも上昇している。平均寿命が長い女性は、高齢で単身世帯になる可能性が高い。

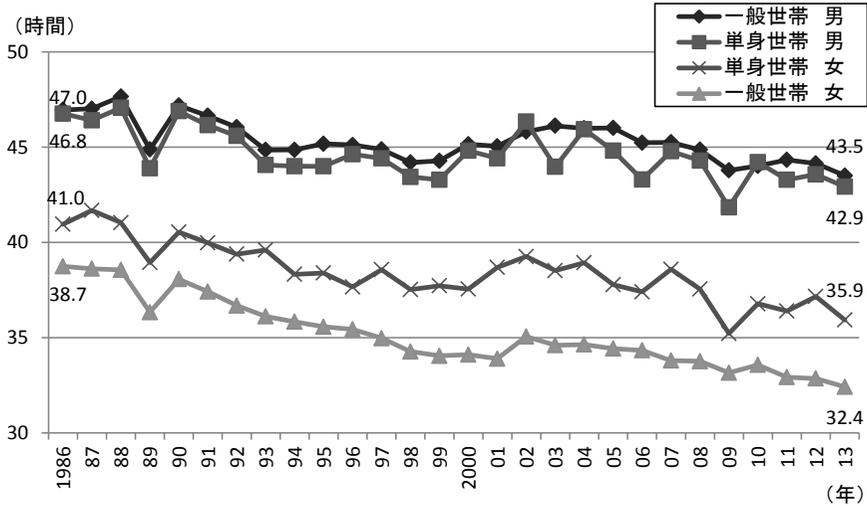
次に、単身世帯と2人以上の一般世帯の別に、働いている者について週労働時間をみてみよう。1986年は単身世帯も一般世帯も男女計の週労働時間はともに約45時間であった。そ

図5 単身世帯割合の推移（男女計）



7) 65歳未満の単身世帯の割合は、女性は8%前後で大きく変化していないが、男性は約10%から15%に上昇している。

図6 単身、一般世帯の週労働時間の推移（男女別）



(注) 1989年（平成元年）の労働時間に顕著な落ち込みが見られる。これは、『労調特別調査』の調査期間中に、昭和天皇の大喪の礼（2月24日）があり、法律によって公休日となったためである。

の後、単身、一般世帯とも労働時間が短くなり、2013年には単身世帯が41.2時間、一般世帯が39.7時間となり、単身世帯が1.5時間長い。男女別にみても、長期的な減少傾向は男女で共通している（図6）。男性では単身と一般世帯の間で平均労働時間の差はほとんど見られず、単身、一般世帯とも週約47時間から約43時間に減少している。一方、女性では、全期間を通して単身よりも一般世帯の方が労働時間は短く、その乖離は1986～2013年平均で約3.5時間になる。

その背景を、就業者に占める正規雇用の割合⁸⁾で検証してみよう（図7）。正規雇用の割合は、男女とも一般世帯よりも単身世帯の方が高い。男性の正規雇用の割合は、一般世帯では一貫して約65%だが、単身世帯では1986年の81.2%から2013年の66.6%に約15%ポイント低下し、直近では一般世帯とほぼ同じ割合となっている。女性は、単身、一般世帯とも正規雇用の割合は1986年から2013年にかけて低下している。女性の単身世帯は1986年の61.6%から

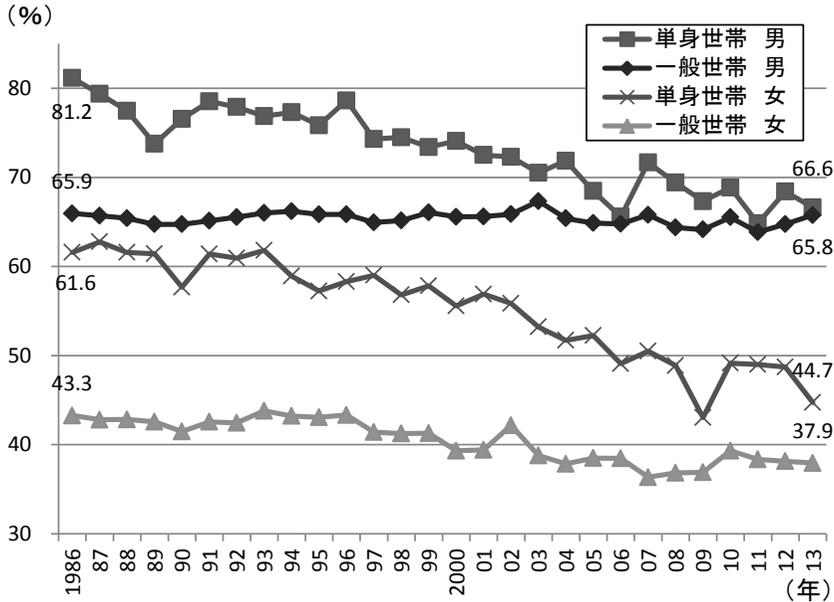
約17%ポイント低下、一般世帯も43.3%から約5%ポイント低下している。これらの傾向は、サンプルを65歳未満に限定しても変わらなかった。正規雇用の割合が低下する一方で、パート・アルバイトなどの非正規雇用が増加し、自営業が減少している。1986年に2割以上を占めていた自営業が2013年には一般世帯では男女とも1割を下回った。女性ではパート・アルバイトに加えて派遣労働も増え、2013年は一般世帯の約半数、単身世帯の約4割を占めている。女性にとって、正規雇用での就業継続や再就職が難しいこと、また男女とも単身世帯における正規雇用が減少していることが、このデータの推移からもわかる。このように、正規雇用の割合が低下する、すなわち短時間労働者が増加することで、労働者全体の労働時間が短くなることが確認できる。

Ⅲ-3. 夫婦の就業パターンの推移

夫婦の就業状態や子どもの有無などの世帯属性の違いによって、夫婦の労働時間や夫、妻そ

8) 就業者を正期雇用、パート・アルバイト、派遣等、役員、自営等、内職に分類して割合をみた

図7 単身、一般世帯における正期雇用の割合（男女別）



それぞれの労働時間は異なるのであろうか。また1986～2013年という28年間に働き方はどのように変化したのだろうか。本稿における世帯単位の労働時間の分析については、「世帯主夫婦」を対象とする。具体的には「世帯主が男性」かつ「配偶者あり」のサンプルである。もちろん「世帯主が女性」という世帯もあるが、「世帯主夫婦」全体のわずか0.3%であるため本稿では集計の対象としない。本データにおいて「世帯主が男性」「配偶者あり」に該当する対象者は46万8,190世帯⁹⁾となる。

前述のとおり、すでに日本では専業主婦世帯よりも共働き世帯の方が多いが、このことは本データでも確認できる。世帯主が男性でかつ65歳未満の一般世帯¹⁰⁾でみると、共働き世帯の割合は28年間で約10%ポイント上昇し、2013年に59.1%となっている（図8）。一方、専業主婦世帯は約10%ポイント低下し、2013

年に34.1%となっている。本データでは1986年時点からすでに共働き世帯が専業主婦世帯の割合を上回っている。これは雇用者以外の自営業などすべての労働者を含めたサンプルになっているため、雇用者だけのデータよりも共働き世帯の割合が高いと考えられる。ちなみに妻が働く専業主婦世帯は平均して約3%、夫婦とも無業の世帯は平均して約4.5%と一定割合で存在し、その変動は大きくない。

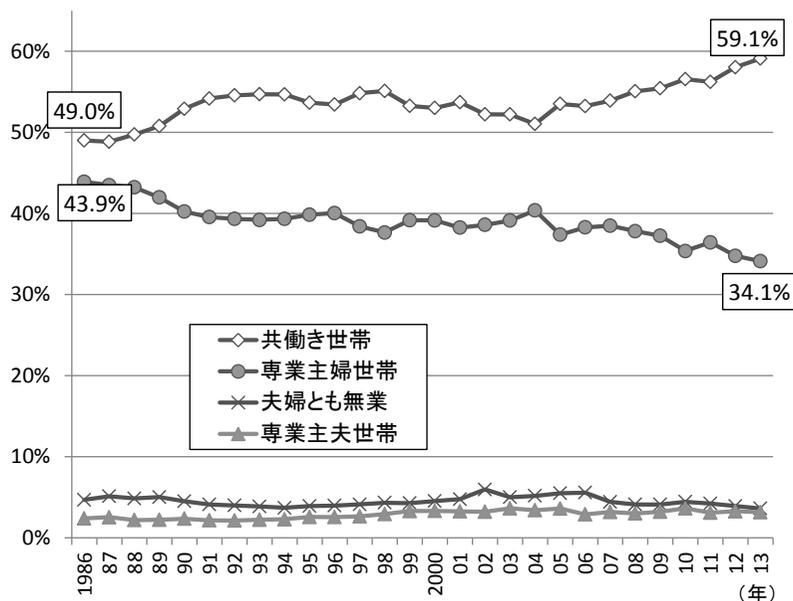
なお、世帯主65歳以上の高齢者世帯も含めた場合、夫婦とも無業の世帯の割合が急上昇する。1986年は11%だったが2013年に24.5%まで上昇している。高齢化にともない、世帯主が仕事を引退した後、無業の高齢者夫婦になる世帯が増えていることを示している。

共働き世帯の増加は、小さな子どもがいても同様である。世帯主が男性で有業かつ65歳未満の世帯について、末子年齢別に妻の就業状況

9) 記述統計量は、文末の付表を参考

10) 共働き、専業主婦世帯だけでなく、夫婦とも無業および専業主夫世帯といった夫婦の就業パターンの推移もみするため、世帯主の夫が無業の世帯も含むベースで集計する

図8 夫婦の就業パターンの推移（世帯主男性かつ65歳未満，世帯主無業含む，割合）



（注）世帯の種類をみるため，世帯主の夫が無業の世帯も含むベース（世帯主男性，世帯主65歳未満）で集計

をみると，末子が0～3歳の子どもを持つ世帯で妻が働いている割合は，1986年は全体の3割弱だったが，2013年には47%と約半数を占めるまでになっている。末子年齢4～6歳の世帯で妻が就業している割合も，1986年の約44%から2013年まで10%ポイント以上上昇し，半数を超えている。この就業者の中には，仕事を休んでいた者も含まれ，末子年齢0～3歳の子どもを持つ妻で常勤の者のうち仕事を休んでいた者は，28年間で倍増し直近で2割ほど存在する。その理由もほとんど「出産・育児のため」であり，常勤だが労働時間ゼロという，育児休業中の妻が増加している。1990年代以降，政府や企業の取り組みにより育児休業制度が充実したことで，女性の育児休業取得率は2013年に83%（厚生労働省『雇用均等基本調査』）であり，常勤については，末子が0～3歳でも

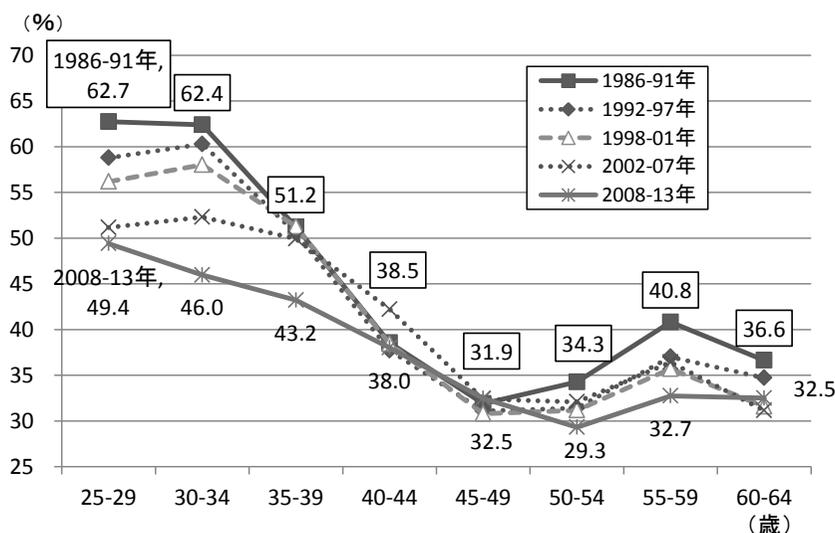
就業継続している様子が見えてくる。

次に，世帯の就業パターンの推移を期間別，世帯主の年齢階級別にみてみよう。1986年から2013年のデータを5期間に区切ってその推移をみてみた。5期間は，①1986～91年（バブル崩壊まで），②92～97年（第1次平成不況期），③98～2001年（第2～3次平成不況期），④02～07年（景気回復期），⑤08～13年（リーマン・ショック後）と，経済状況に応じてわけた。

全体を概観すると，専業主婦世帯の割合は，世帯主の夫が20，30歳代の若年層で高く，40歳代後半から50歳代前半が低い谷型のグラフになっている（図9）。共働き世帯はその逆で，若年層で低く40歳代後半が高い山型になっている¹¹⁾。期間別では，①から⑤を通して，45～49歳代は専業主婦世帯の割合はあまり変化し

11) 世帯主が50歳代までは，夫婦の就業パターンは共働きか専業主婦世帯がほとんどで，専業主夫，夫婦とも無業の世帯は数%しかいない。つまり専業主婦率のグラフを反転させたものが共働き率とみてよい。世帯主が60歳を超えると仕事で引退を迎えるため，夫婦とも無業世帯が急増し，60～64歳で約2割，65～69歳で約4割になる。

図9 期間別、世帯主年齢階級別にみた専業主婦率の推移



(注) 図8と同様

ていない。しかし、世帯主20、30歳代の若年層および、50歳代では専業主婦世帯が低下し、共働き世帯の割合が高まっている。

世帯主20、30歳代は、かつては専業主婦世帯の方が多かったが、近年共働き世帯が増加し、30歳代では逆転している。①～⑤の期間における専業主婦率の低下幅は、25-29歳で約13%ポイント、30-34歳で約16%ポイント、35-39歳で8%ポイントと若い世代では大きい。

対照的に、世帯主40歳代は、共働き世帯が全期間平均で約63%、専業主婦世帯は約35%と28年間を通じて両者の割合に大きな変化はみられない。子どもの子育てが一段落した妻が再び労働市場に参入する構造は28年前も現在も変わらない結果になっている。

世帯主50歳代は一貫して専業主婦世帯の割合が共働き世帯より低く、①1986-92年に世帯主50-54歳で34.3%、55-59歳で40.8%だった。その後も、専業主婦世帯の割合は、⑤2008-13年に約3割にまで低下し、一方で共働き世帯は増加しているため両者の差は拡大している。世帯主60歳以上の世帯は、専業主婦率は①～⑤にかけて4%程度低下しているが、

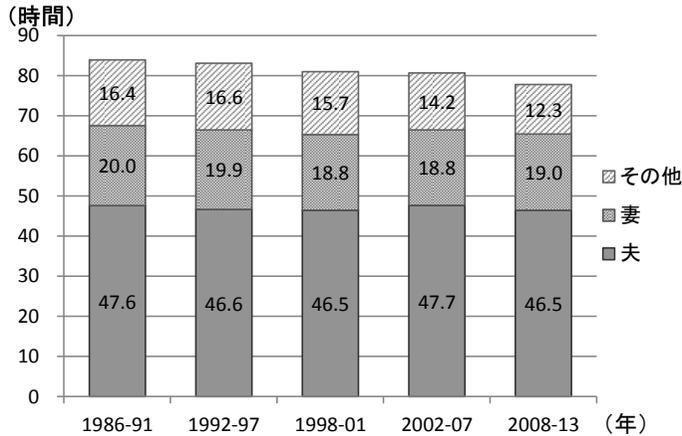
近年は(図示していないが)共働き世帯が10%ほど増加している。60歳定年が一般的だった時代から、2008年の改正高年齢者雇用安定法の施行によって企業の定年延長や再雇用などによる継続雇用が義務化されたことによる。

Ⅲ-4. 期間別にみた世帯の労働時間配分

世帯内の労働時間の配分について期間別にみてみよう。労働時間について分析するため、ここでは世帯主の夫が65歳未満かつ有業の世帯についてみる。全期間を通じて、夫婦ともに労働時間の平均はほぼ横ばいである(図10)。その他の世帯員の労働時間が12~17時間程度あるが、これは世帯主夫婦の親世代が現役で働いている場合や世帯主夫婦の子どもが働いているような場合である。その他の世帯員の労働時間は、①から⑤の期間にかけて約4時間減少しているが、これは世帯人員の減少、同居の減少などによる。その結果、世帯全体の労働時間も減少している。

第Ⅱ節で述べたように法定労働時間が短縮される中、長時間労働の実態は変化しているだろうか(紙幅の都合上、図は省略する)。世帯主65歳未満の世帯について、夫が週60時間以上

図10 期間別にみた世帯の週労働時間（世帯主65歳未満）



(注) 世帯主の夫が有業の世帯（世帯主男性、世帯主65歳未満）について集計

働いている者の割合は、1986年の19.3%から2013年には15.6%まで3.7%ポイント低下、週45-59時間の者の割合は6.2%ポイント低下している¹²⁾。一方、35-44時間の者の割合は8.8%ポイント増加している。28年間で約1割の者が週45時間以上から45時間未満の労働に移行したといえる。

妻についてはどうか。夫の年齢65歳未満の世帯の妻で週60時間以上働いている割合は2-3%台で少数派である。一方0-19時間の者の割合は約50-54%台と28年間常に約半数以上を占めている。変化したのは労働時間が週45-59時間の者の割合で6.5%ポイント低下、週20-34時間および35-44時間の者の割合は増加している。週45時間以上の者をあわせると、28年間で8%ポイント低下している。労働時間0-19時間の者は、夫の配偶者控除適用の範囲内で働こうとするパート労働者が中心と考えられるが、彼女らの割合はあまり変わっていない。昨今、短時間労働者の割合が増加しているといわれるのは、20-44時間働く者であり、45時間以上の長時間労働者は減少している。

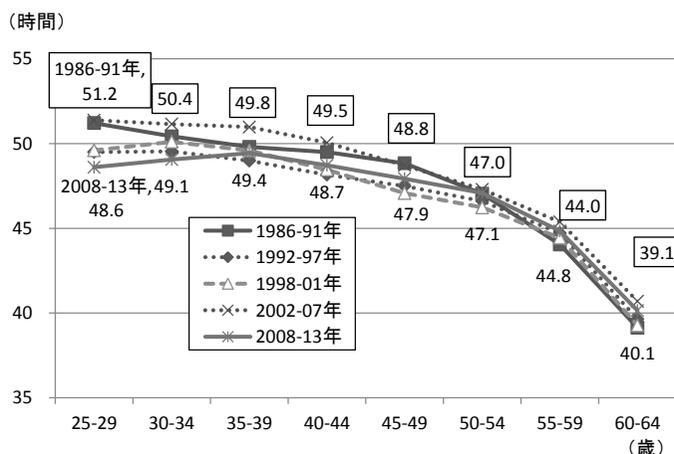
次に、世帯主の年齢階級別、期間別に夫の週労働時間をみてみる（図11）。世帯主の夫が20、30歳代で夫の労働時間が最も長い。この世代は、結婚して家族を形成し子どもを持ちはじめの世帯も多く、子育てに手のかかる時期であるが、夫の労働時間は総じて長い。40歳代後半になると労働時間が短くなっていく。期間別では、①1986~91年から⑤2008~13年にかけて、25-29歳の労働時間は短くなっているものの、他の年齢階級では大きな変動はなく、労働時間をみる限り、夫が育児に貢献するのは難しい状況のようだ。

一方、夫に比べて妻の労働時間は、期間別・世帯主の年齢階級別にみて大きく変化している（図12）。世帯主の夫が20、30歳代の世帯における妻の労働時間は、週12~15時間であり、出産・育児などにより仕事をしていないかもしれないが短時間勤務の妻が多いと考えられる。世帯主の夫が40歳以上になると、妻の労働時間も週20時間を超えて長くなり、育児が一段落した妻が労働市場に戻ってくる様子がわかる。

期間別にみると、世帯主の夫が35歳未満の若い世帯の妻の労働時間は、①から⑤の全期間

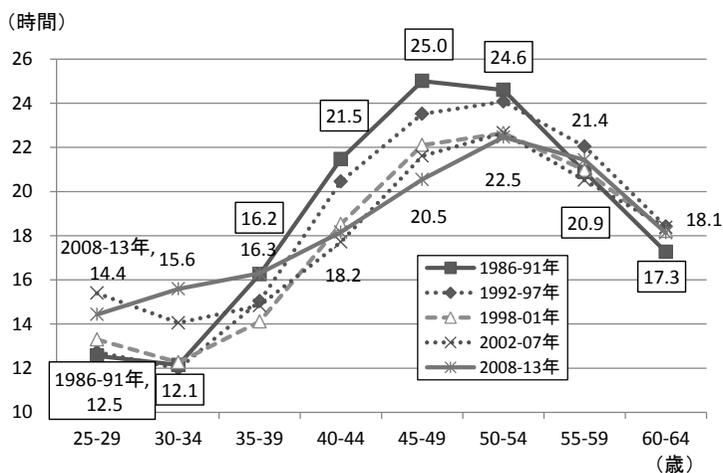
12) 労働時間を5区分（週当たり0-19、20-34、35-44、45-59時間、60時間以上）にし、それぞれの割合をみた。

図11 期間別、世帯主年齢階級別にみた週労働時間：夫



(注) 図10と同様

図12 期間別、世帯主年齢階級別にみた週労働時間：妻



(注) 図10と同様

にかけて長くなっており、特に30-34歳では週3.5時間長くなっている。女性の結婚・出産年齢が高くなり、35歳未満で就業継続する女性が増加しているためだと考えられる¹³⁾。一方、世帯主の夫が40-50歳前半の妻の週労働時

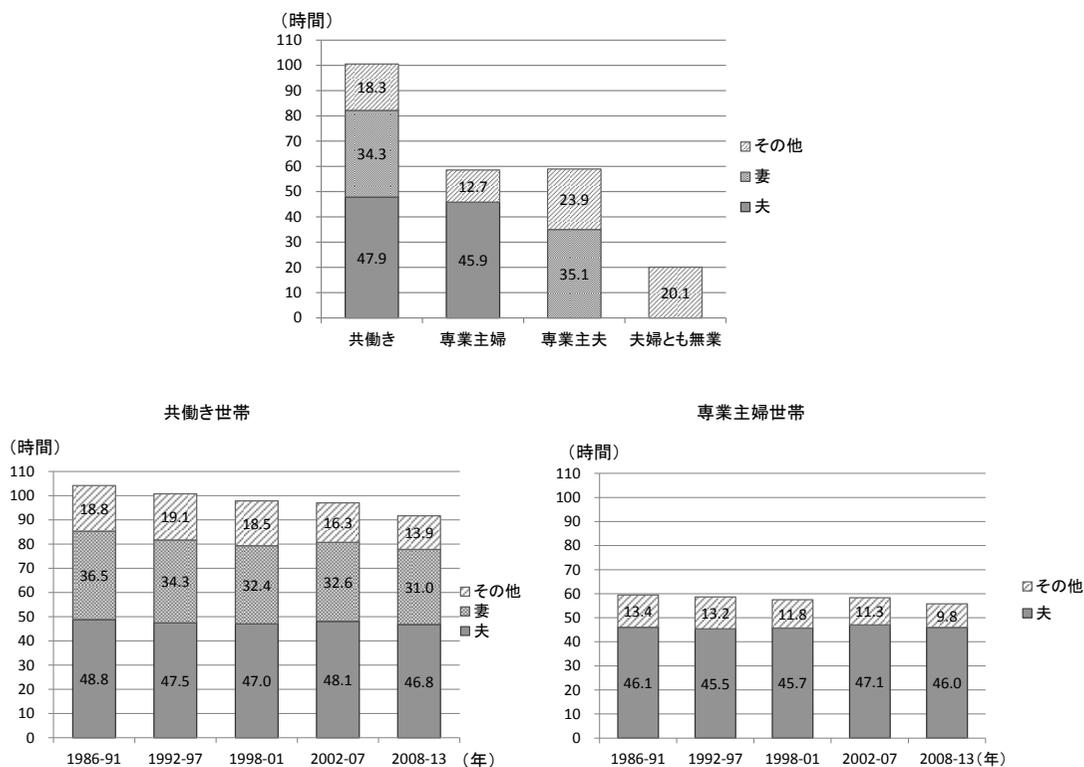
間は短くなっており、特に45-49歳では週4.5時間も短くなっている。図10でみたように、妻全体の労働時間は期間を通じた平均では大きな変化はなかったが、その構造は大きく変化している。ここでは、世帯の就業パターン別に週労働時

13) 厚生労働省『人口動態統計』によれば、女性の平均初婚年齢は1985年の25.5歳から2013年の29.3歳まで3.8歳上がり、第1子の母親の平均出産年齢は1985年の26.7歳から2013年の30.4歳まで3.7歳上がっている。

間をみている（図13）。世帯全体では、共働き世帯の労働時間が最も長い。夫の労働時間は、専業主婦世帯よりもむしろ共働き世帯の夫の方が週2時間ほど長い。期間別にみると、共働き世帯の夫と妻の労働時間は緩やかに減少しており、とくに妻は①1986～91年から⑤2008～13

年の期間にかけて、週5.5時間短くなっている。専業主婦世帯では、夫の労働時間は横ばいである。夫の労働時間は、①1986～91年の期間では共働き世帯の方が専業主婦世帯より週当たり3時間近く長かったが、直近の⑤08～13年は1時間も差はなくほぼ同じ時間である。

図13 夫婦の就業パターン別にみた世帯の週労働時間（世帯主65歳未満）



IV. 世帯属性と夫婦の労働時間

IV-1. 夫の年収階級別にみた労働時間と妻の就業率

世帯の労働供給に関する従来の論点の一つが、夫の収入と妻の労働供給の関係と、その変

化である。まずは、全期間（1989～2013年）¹⁴⁾ について、夫の年収階級別に夫と妻の労働時間の関係を見よう（図14）。夫の年収が300万円以上の世帯では、夫の週労働時間は47、

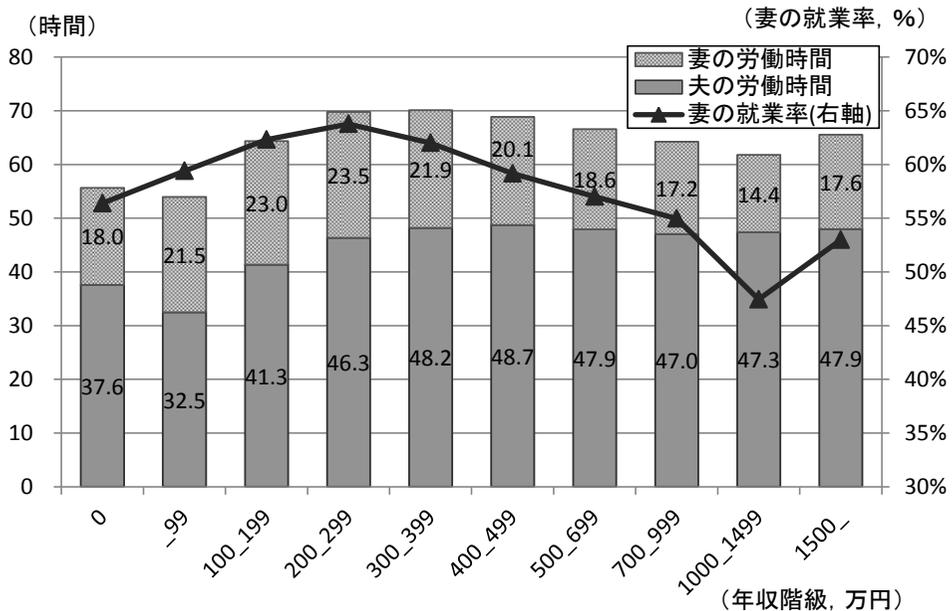
14) 『労調特別調査』の収入に関する質問形式は、1988年以前と89年以降で異なるため、ここでは1989年以降のデータを用いる。

48時間前後で収入による大きな差はみられない。一方、妻の週労働時間は夫の収入が増えるにつれて少しずつ短くなっている。妻の就業との関係のみてみると、妻の就業率は、夫の年収が200-299万円のときに63.7%と最も高く、300万円を超えると夫の収入の増加につれて低下傾向が顕著になる。夫の収入が高くなると妻の労働参加が抑制されることは、ダグラス=有沢の法則と整合的である。なお、夫の年収が1500万円以上で妻の就業率は反転上昇しているが、該当する世帯は全体の2%に過ぎない。最も世帯数が多いのは、夫の年収が500-699万円の収入階級であった。

妻の就業率について、期間別のみてみよう(図15)。妻の就業率が最も高いのは、どの期間もおおむね夫の年収200-299万円の収入階級で、夫の収入水準が低い世帯の妻は働いている

割合が高い。また、夫の収入の増加に応じて就業率が低下する構造は、期間を通じて安定的である¹⁵⁾。ただし、1992-97年あるいは1998-2001年では、妻の就業率のピークからみて、夫の収入増加に応じた就業率の低下の程度がやや緩やかである。これは、90年代においてダグラス=有沢法則の弱まりを指摘した小原(2001)の発見とも整合的である。しかし、2000年代後半に入ると、再び、夫の収入増加に応じた妻の就業率の低下傾向が強く表れるようになっていく。期間別にみたもう一つの特徴は、妻の就業率のカーブの高さに関するものである。1989-91年から直近の2008-13年にかけて、どの収入階級でも妻の就業率は上昇しており、夫の収入とは独立に、全体として就業する女性が増えていくことが明確に現れている。

図14 夫の年収階級別にみた夫婦の週労働時間(1989-2013年, 世帯主25-64歳)



(注) 1988年以前は年収に関する質問形式が異なるため、89年以降について集計

15) 年収ゼロでも労働時間のカウントがある人がいるのは、労調の質問形式によるもので、労働時間は毎年2月の月末1週間について、年収はこの1年について聞いている。そのためこの1年間収入がなくて現在働いている人は、労働時間がゼロではないためである。

図15 期間別にみた妻の就業率（1989-2013年，世帯主25-64歳）

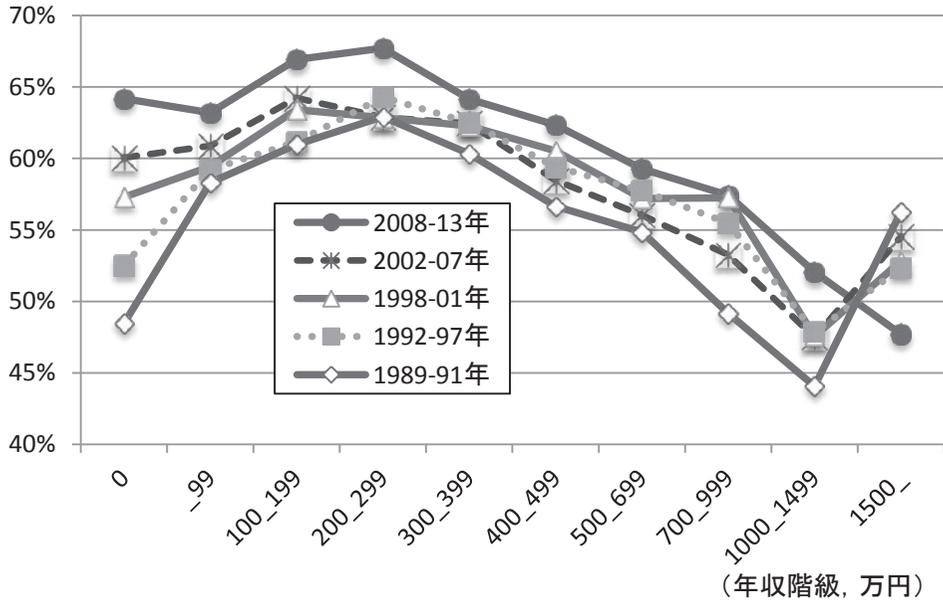
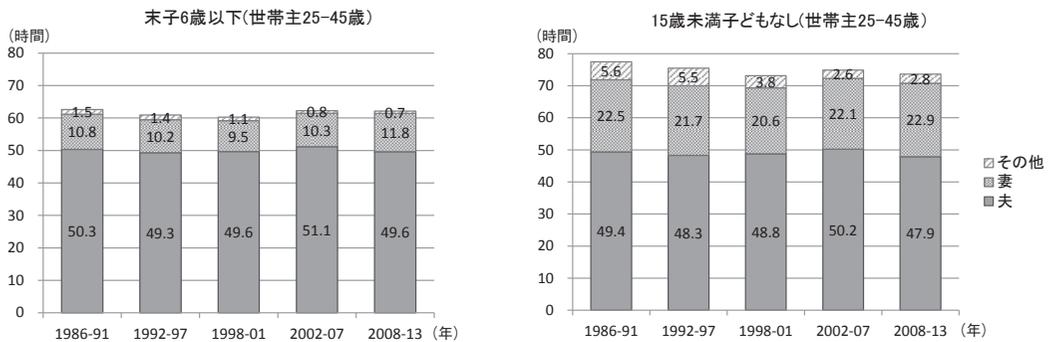


図16 子どもの有無別にみた世帯の週労働時間

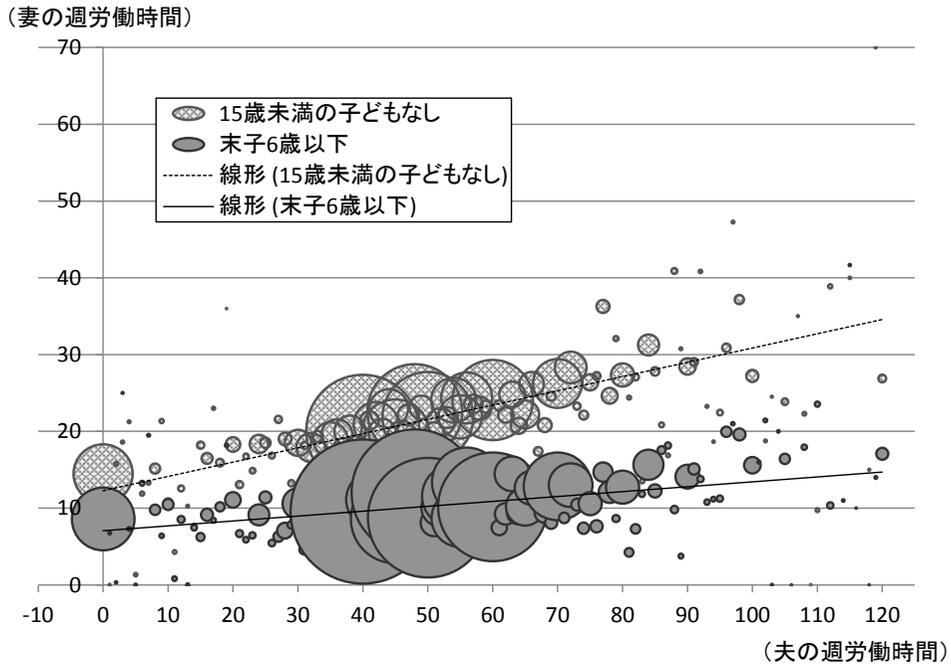


Ⅳ-2. 子どもの有無と夫婦の労働時間

世帯単位の労働時間選択に関するいま一つの要因は、家計内生産活動、なかでも育児との関係である。そこで、子どもの有無別に労働時間をみてみよう。末子6歳以下の子どもがいる世帯と15歳未満の子どもがいない世帯について比較する(図16)。小さい子ども(末子6歳以下)がいる影響をみるため、世帯主の夫の年齢が25-45歳である世帯について集計した。その結果、夫も妻も労働時間は期間を通じてほぼ横ばいで大きく変動していない。子ども(末子6歳以下)がいる世帯の夫の方が、子ども(15

歳未満)がいない世帯の夫よりも労働時間は1時間ほど長い。25-45歳の夫の平均年齢をみると、子ども(末子6歳以下)がいる世帯の夫の平均年齢は35歳、子ども(15歳未満)がいない世帯の夫の平均年齢は37歳である。念のため夫の年齢階級別に集計し、6歳以下の末子を持つ世帯が一番多い30歳代で比較しても、6歳以下の末子を持つ夫の労働時間の方が長く、子どもがいない夫の方が短い。一方、妻については、子ども(15歳未満)がいない世帯の妻の方が労働時間は長く週20時間を超え、子ども(末子6歳以下)がいる世帯の妻の平均

図17 夫の労働時間別にみた妻の平均週労働時間（世帯主25-45歳，全期間）



(注) 世帯主の夫が25 - 45歳，無業者を含むベースで推定

労働時間（週10～11時間）の約2倍である。

世帯の就業パターン別に，子どもの人数を確認してみると，共働きと専業主婦世帯では，全期間の平均子ども数，それぞれ1.74人，1.76人となっており，世帯の就業パターンによる差はあまりない。また1986年から2013年の28年間に，共働き世帯の子どもは1.75人から1.70人に，専業主婦世帯では1.8人が1.73人に緩やかな減少傾向にあるが，有配偶世帯で子ども数が大幅に減少しているわけではない。

IV-3. 夫と妻の労働時間の関係

最後に，子どもの有無別の夫婦の労働時間の組み合わせをみてみよう。先行研究では，夫婦の家事・育児時間は労働時間と同時に決定されるというより，労働時間が時間的制約条件となっている可能性が示唆されている（吉田2009）。また，育児期の子どもがいる場合，特に父親の労働時間はその育児参加の大きな制約となっており（水落2006），それは妻の労働時

間選択にも影響を及ぼすと考えられる。そこで，夫の労働時間（1時間刻み）別に妻の平均週労働時間をみた（図17）。横軸が夫の労働時間（1歳刻み），縦軸が夫の労働時間別にみた妻の平均週労働時間となっており，円が大きいほどその夫と妻の労働時間の組み合わせに属する世帯数が多いことを示している。夫の労働時間がゼロの世帯では，妻の労働時間が10時間前後であるが，全体として，夫の労働時間が増加するにつれて，妻の平均週労働時間も長くなる傾向がある。また，夫の労働時間が同じ場合，妻の平均週労働時間は，15歳未満の子どもがいない世帯の方が，6歳以下の末子がいる世帯よりも長いことがわかる。

夫婦の労働時間の関係をより詳しく検討しよう。ここでは，働いていない場合の労働時間をゼロとした，各世帯の夫婦の労働時間の組み合わせで示される散布図に基づき，夫の労働時間別の妻の労働時間の予測値がどのように変動するかをノンパラメトリックな推定によって検討

する。推定方法には、locally weighted scatter-plot smoothingを用いる。この手法では、当該世帯の夫婦の労働時間の組み合わせの観測値について最も高いウェイトを与え、その近傍から離れる観測値ほどウェイトを小さくすることで、極端な観測値の影響を受けにくくしながら、かつ観察されるデータにフィットした推定値を計算することができる。集計対象は、世帯主である夫の年齢が25-45歳で就業者の世帯であり、妻が無業の世帯も含まれる。このサンプルについて、子どもの有無別、期間別に推定する。

まず、子ども（末子6歳以下）がいる世帯についてである（図18）。未就学児を抱えた世帯は、労働時間がゼロの妻が多いため、妻の労働時間の予測値の水準も低い。期間別では、1986-91年と1992-97年の推定は右肩上がりとな

っており、夫の労働時間が増えるにつれて妻の労働時間も増えている。1998-2001年以降は、推定の傾きが緩やかになり、直近の2008-13年には、夫の労働時間が40時間を超えるあたりから、妻の労働時間は減少傾向になっていく。近年では小さな子どもがいる場合、夫が長時間労働であるほど、妻の労働供給が減少することがわかる。

次に15歳未満の子どもがいない世帯についてみる（図19）。図18の結果に比べると、労働時間の予測値の水準が高いこと、全5期間を通じて、夫の労働時間に対して右肩上がりの推定結果となった。つまり、子育てという家計内生産活動にかかわる時間制約がない場合、夫の労働時間が増えると妻の労働時間も増えるという関係がみられる。

V. おわりに

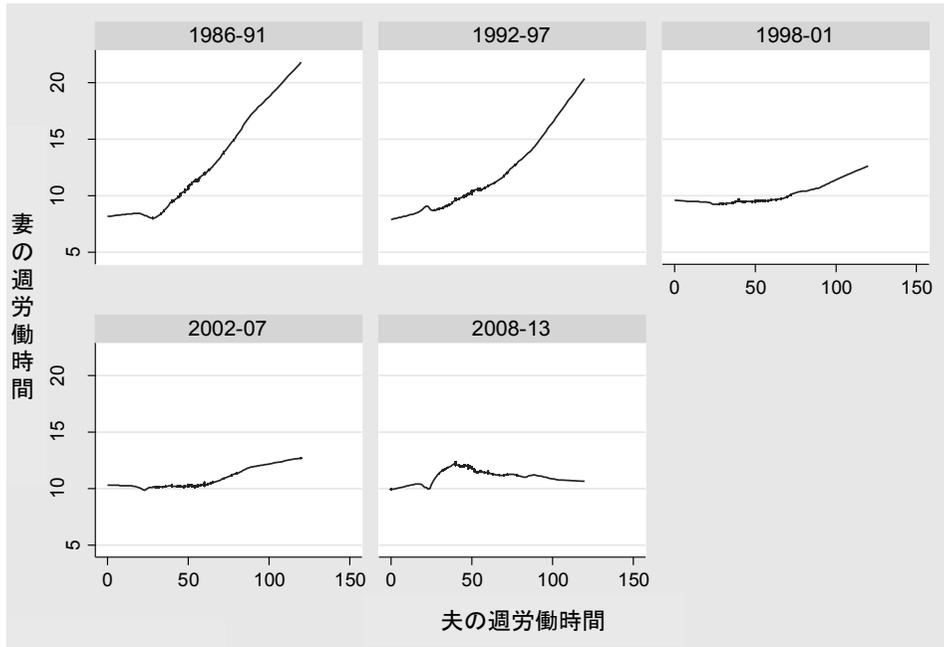
本稿では、労働時間に関する公的統計の整合性を検証したのち、世帯単位の労働供給の視点から、1980年代以降、四半世紀にわたる世帯単位の労働時間の構造と推移を明らかにした。その結果は次のようにまとめられる。

まず、第Ⅱ節でみたように、労働時間に関する代表的な政府統計には、世帯を対象とした調査として、総務省による『労働力調査』、『社会生活基本調査』ならびに『就業構造基本調査』があり、事業所を対象とした調査として、厚生労働省による『毎月勤労統計調査』と『賃金構造基本統計調査』がある。とくに、世帯調査と事業所調査では、母集団や労働時間の集計対象、調査時期および定義が大きく異なる。各統計調査の特徴を踏まえた比較の結果、世帯側、事業所側それぞれの統計内では労働時間について整合性が見られた。しかし、世帯調査と事業所調査の間には1980年代以降、週当たりにし

て約6時間程度で一定の乖離があり、その大部分が男性の労働時間で説明できる。男性の2013年における週当たりの乖離の大きさは、雇用者平均では約5.5時間であるが、正社員に限定した比較では約3.7時間まで縮小する。依然として残る乖離の一部には、先行研究が指摘した労働者のみが把握する不払いの労働時間が含まれる可能性がある。

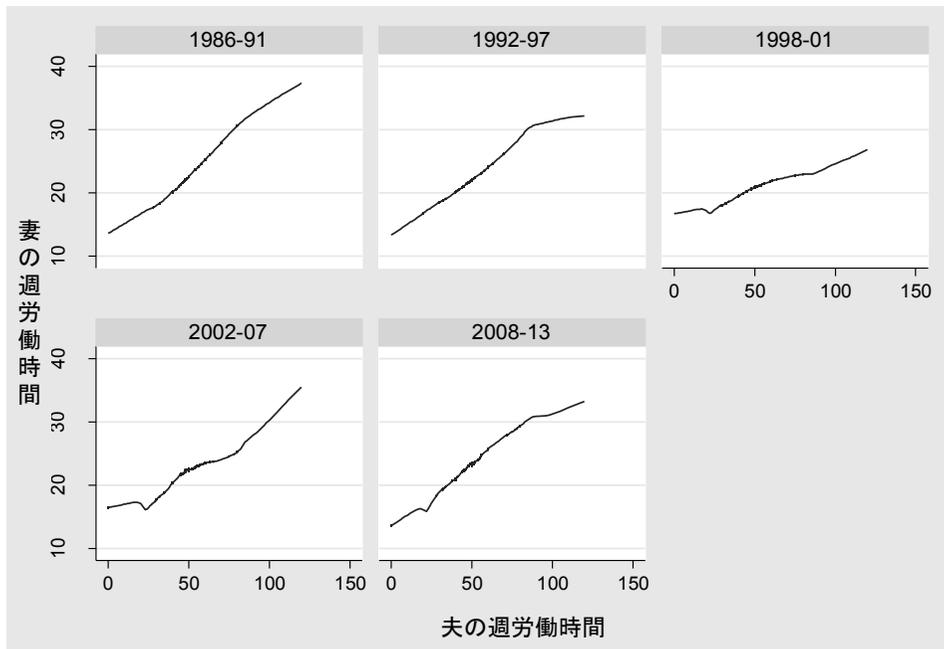
第Ⅲ節では、世帯調査である『労働力調査』特別調査および詳細集計の1986～2013年の個票データを用いて、夫婦の労働時間選択について分析した。さらに、第Ⅳ節ではより具体的に世帯属性と夫婦の労働時間の関係について観察した。その結果、有配偶世帯における夫婦それぞれの週平均労働時間には変化がない一方、その背後にある妻の労働供給の構造には大きな変化がみられた。有配偶女性の就業率は、世帯主40歳代を除いて、子育て期に相当する年代で

図18 夫と妻の週労働時間（末子6歳以下，世帯主25-45歳）



(注) 図17と同様

図19 夫と妻の週労働時間（15歳未満子どもなし，世帯主25-45歳）



(注) 図17と同様

も全般的に上昇し、いわゆる専業主婦世帯は減少したが、妻の短時間就業による労働参加の増加が全体の平均労働時間の上昇を抑制した。夫の平均週労働時間は時系列で大きく変化していないことに加え、子どもの有無および妻の就業の有無によっても大きな差はみられない。子ども（末子6歳以下）がいる世帯では夫ではなく妻が労働時間を調整していることが示唆される。

妻の就業選択の決定要因として、夫の所得との負の相関を意味するダグラス＝有沢の法則は、1990年代に弱まる傾向がみられたものの、近年再び明確な関係がみられるようになっていく。また、子どもの有無と夫婦の労働時間の関係について、夫の労働時間（1時間刻み）別に妻の平均週労働時間を推定したところ、子ども（15歳未満）がいない世帯では、夫の労働時間が長いほど妻の労働時間も長くなる。この傾向は過去28年間で変化がない。一方、子ども（末子6歳以下）がいる場合、近年では、夫の労働時間が40時間を超えると、妻の平均週労働時間が明確に抑制される結果が示された。このよ

うに、近年ほど、育児期の子どもを持つ世帯では、夫の労働時間が妻の労働時間供給の制約となっている傾向がみられた。

以上から、結婚・出産期にあたる20、30歳代の世帯では、共働き、専業主夫世帯とも夫の労働時間は長く、夫にとっては仕事と子育ての両立が厳しい実態が明らかになった。妻は正規雇用もパートも労働時間が短くなることで就業率が高まり共働き世帯が増加していると考えられる。両立支援やワーク・ライフ・バランスは、女性だけではなく男性にも必要であり、世帯の行動選択にも大きな影響を持つため、特に若い世代への手厚い両立支援が必要なことは明らかである。同時に、就業形態や年齢などに応じたきめ細やかな施策の立案のためには、世帯調査において、例えば、就業者一般に関する勤め先別の労働時間や主な勤務時間帯、あるいは雇用者について適用される労働時間制度や賃金が支払われた労働時間など、多様化する働き方や時間管理の実態に即した調査項目の追加も検討すべきであろう。

参 考 文 献

- 大森義明（2010）「ワーク・ライフ・バランス 研究—経済学的な概念と課題」『日本労働研究雑誌』No.599, pp.10-19
- 小倉一哉（2007）『エンドレス・ワーカーズ』日本経済新聞社
- 小倉一哉・藤本隆史（2005）「日本の長時間労働・不払い労働時間の実態と実証分析」『労働政策研究報告書』No.22, 労働政策研究・研修機構
- 小原美紀（2000）「長時間通勤と市場・家事労働：通勤時間の短い夫は家事を手伝うか？」、『日本労働研究雑誌』No.476, pp.35-45
- 小原美紀（2001）「専業主婦は裕福な家庭の象徴か？妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」、『日本労働研究雑誌』No.493, pp.15-29
- 川口章（2002）「ダグラス＝有沢法則は有効なのか」『日本労働研究雑誌』No.501, pp.18-21
- 神林龍（2010）「1980年代以降の日本の労働時間」『労働市場と所得分配』pp.159-197
- 玄田有史（1993）「労働時間と賃金の産業間格差について」『日本経済研究』No.24, pp.23-41
- 玄田有史（2005）『働く過剰：大人のための若者読本』NTT出版
- 水落正明（2006）「父親の育児参加と家計の時間配分」『季刊家計経済研究』No.71, pp.55-63
- 高橋陽子（2005）「ホワイトカラー「サービス残業」の経済的背景—労働時間・報酬に関する暗黙の契約」『日本労働研究雑誌』No.536, pp.56-68
- 武内真美子（2004）「女性就業のパネル分析」

- 『日本労働研究雑誌』 No.527, pp.76-88
- 内閣府 (2011) 『平成23年度 年次経済財政報告』
- 山本勲・黒田祥子 (2014) 『労働時間の経済分析』 日本経済新聞出版社
- 吉田千鶴 (2009) 「日本の夫婦の就業状態と家事・育児分担との関係—コレクティブモデルアプローチ—」 『人口問題研究』 65巻1号, pp.3-20
- 労働政策研究・研修機構 (2005) 『雇用者の副業に関する調査研究』 労働政策研究報告書, No.41
- Blundel, R. and T. MaCurdy (1999), “Labor Supply : A Review of Alternative Approach”, in Ashenfelter, O. and D. Card (eds) *Handbook Labor Economics*, Vol.3A Ch.27, pp. 1559-1695, Elsevier
- Genda, Y., S. Kuroda and S. Ohta (2010), “Does Downsizing Take a Toll on Retained Staff? An Empirical Analysis of Increased Working Hours during Recessions Using Japanese Micro Data”, *ISS Discussion Paper Series*, F-154, The University of Tokyo
- Kawaguchi, D., H. Naito and I. Yokoyama (2008), “Labor Market Responses to Legal Work Hour Restriction : Evidence from Japan”, *ESRI Discussion Paper Series*, No.202, Economic and Social Research Institute, Cabinet Office
- Kohara, M. (2010), “The Response of Japanese Wives’ Labor Supply to Husbands’ Job Loss”, *Journal of Population Economics*, Vol.23 No.4, pp.1133-1149
- Kuroda, S. (2010), “Do Japanese Work Shorter Hours than before? Measuring Trends in Market Work and Leisure using 1976-2006 Japanese Time-use Survey”, *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol.24 Issue4, pp.481-502.
- 厚生労働省「労働時間制度の変遷」 < <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0428-5f.html> >
- 厚生労働省「一般労働条件に関する施策の概要」 < <http://kokoro.mhlw.go.jp/guideline/general.html> >

付表 記述統計量

(世帯主夫婦:世帯主男性、配偶者有)

| | 世帯主全年齢(N=468,190) | | 世帯主65歳未満(N=370,134) | |
|---------------|-------------------|--------|---------------------|--------|
| | 平均 | 標準偏差 | 平均 | 標準偏差 |
| 世帯主年齢(歳) | 52.415 | 13.919 | 47.217 | 10.364 |
| 15歳未満の子ども数(人) | 0.645 | 0.960 | 0.742 | 0.989 |
| 就業率 | | | | |
| 夫 | 0.816 | - | 0.929 | - |
| 妻 | 0.490 | - | 0.557 | - |
| 週労働時間 | | | | |
| 夫 | 37.171 | 22.819 | 43.692 | 18.725 |
| 妻 | 16.744 | 20.391 | 19.132 | 20.711 |
| 夫婦 | 53.915 | 34.945 | 62.823 | 30.179 |
| 世帯全体 | 72.196 | 47.616 | 79.138 | 43.567 |
| 夫の年収階級 | | | | |
| なし | 0.211 | - | 0.088 | - |
| 100万円未満 | 0.038 | - | 0.023 | - |
| 100～200万円未満 | 0.061 | - | 0.054 | - |
| 200～300万円未満 | 0.089 | - | 0.098 | - |
| 300～400万円未満 | 0.118 | - | 0.140 | - |
| 400～500万円未満 | 0.118 | - | 0.146 | - |
| 500～700万円未満 | 0.174 | - | 0.217 | - |
| 700～1000万円未満 | 0.126 | - | 0.158 | - |
| 1000～1500万円未満 | 0.047 | - | 0.057 | - |
| 1500万円以上 | 0.018 | - | 0.019 | - |
| 世帯の就業パターン | | | | |
| 共働き世帯 | 0.457 | - | 0.530 | - |
| 専業主婦世帯 | 0.359 | - | 0.399 | - |
| 専業主夫世帯 | 0.034 | - | 0.026 | - |
| 夫婦とも無業 | 0.151 | - | 0.044 | - |

(注) 夫の年収階級のみ1989年以降のサンプルに限定。サンプルサイズは全年齢が390,915、世帯主65歳未満が303,702。